

一般事業主 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和1年9月1日～令和6年8月31日までの5年間

2. 内容

目標1：妊娠中、育児休業中の従業員が退職することなく休暇をとりながらも安心して仕事を続けることができる職場づくりを目指す。

<対策>

- 令和1年9月～ 就業規則（育児介護規程）の周知および諸制度（産前産後休業、育児休業、育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除制度など）の情報提供を行い、制度について理解を深め、育児休業を取得しやすい雰囲気づくりを行う。

目標2：子供が生まれる際の父親の休暇の取得や育児休業の取得を促進し、男性従業員の育児休業取得の実現を目指す。

<対策>

- 令和1年10月～ 男性の育児休業に関するリーフレットを作成し、各店舗に掲示して情報提供を行い、制度について理解を深め、男性が育児休業を取得しやすい雰囲気づくりを行う。
- 令和1年10月～ 子供が生まれる予定または子が生まれた男性従業員に対し、育児休業等の利用の働きかけを行う。
- 令和1年11月～ 継続的に、出産予定を迎える配偶者を有する男性従業員に育児休業等の利用の働きかけを行う。